

電気料金の値下げと料金メニューの一部変更について

2018年6月14日

大和ガス株式会社

大和ガス株式会社（社長：中井俊之、以下「大和ガス」）は、「大和ガスの電気」の料金を、本年7月1日から値下げします。これにより、一般のご家庭向けの当社モデルケースでは、現行の当社料金よりも約4.6%お得にご利用いただけるようになります。

また、「大和ガスの電気」ベースプランAおよびベースプランBの料金を一部変更します。これまで、ベースプランAおよびベースプランBは電気をたくさんお使いのお客さまにメリットを享受いただける設定としていましたが、2018年7月以降、電気使用量に関わらず、関西電力株式会社の従量電灯A、従量電灯Bよりもお得になります。

大和ガスは今後も、選ばれ続ける会社であることを目指し、料金メニューの多様化や、エネルギーを安心してお使いいただくための安心安全サービスのご提供、お客さまの暮らしに役に立つサービスメニューの拡充を図ってまいります。

1. 2018年7月以降の電気料金について

(1) 電気料金の値下げ

- ・当社モデルケースでは、約4.6%（*1）、現行の当社料金よりもお得になります。（料金単価は別紙）
値下げ前のお支払額 年間約107,800円から、値下げ後は年間約102,800円（*1、*2）になります。
- ・新たに「大和ガスの電気」に変更されるお客さまについては、関西電力の従量電灯Aより年間約5,500円（約5.0%）お得になります。（*3）
- ・新しい料金は、本年7月の検針日以降にご使用いただく電気について適用され、すでに「大和ガスの電気」をご使用のお客さまは、新たなお手続きの必要はありません。

(試算条件)

料金試算は、2018年7月燃料費調整額および消費税等相当額を含み、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みません。全て、当社モデルケース（4人家族、月間使用量370kWh・年間使用量4,440kWh）で試算しています。

- （*1）当社ベースプランA-Gの新旧料金単価で比較しています。
- （*2）年間お支払額は2018年7月の電気料金×12ヵ月で試算しています。
- （*3）当社ベースプランA-Gと関西電力従量電灯A（口座振替割引は未適用）との比較で、ともに2018年7月時点の単価で試算しています。

(2) ベースプランAの料金の一部変更

- ・ベースプランAは一般のご家庭で大和ガスの都市ガス契約がないお客さま向けの電気料金メニューです。
- ・電気のご使用量に関わらず、関西電力従量電灯Aよりもお得になります。（料金単価は別紙）
- ・現行のオプション割引「長期2年割引」および「新生活応援割引」（いずれも2%引き・重複適用不可）を廃止し、同引き分を料金表に反映します。これに伴い、解約金も廃止します。
- ・新しい料金は、本年7月の検針日以降にご使用いただく電気について適用され、すでに「大和ガスの電気」

をご使用のお客さまは、新たなお手続きの必要はありません。

(3) ベースプランBの料金の一部変更

- ・ ベースプラン B は飲食店・商店・事務所・マンション共用部等において大和ガスの都市ガス契約がないお客さま向けの電気料金メニューです。
- ・ 電気のご使用量に関わらず、関西電力従量電灯 B よりもお得になります。(料金単価は別紙)
- ・ 新しい料金は、本年 7 月の検針日以降にご使用いただく電気について適用され、すでに「大和ガスの電気」をご使用のお客さまは、新たなお手続きの必要はありません。

<「大和ガスの電気」料金メニュー一覧>

料金メニュー		内容	当社従来 料金からの 値下げ率	ご使用量に 関わらずお得 (*4)
主に家庭用のお客さま向け	ベースプラン A-G	一般のご家庭で大和ガスの都市ガスとセットでお使いのお客さま向け	▲4.6% (370kWh/月)	○
	家庭用ガス発電プラン	エネファーム・エコウィルをお使いのお客さま向け	▲4.6% (370kWh/月)	○
	ベースプラン A	一般のご家庭で大和ガスの都市ガス契約がないお客さま向け	▲4.5% (370kWh/月)	○ 今回変更
主に業務用のお客さま向け (*5)	ベースプラン B-G	飲食店・商店・事務所・マンション共用部等において大和ガスの都市ガスとセットでお使いのお客さま、または、エネファーム・エコウィルをお使いのお客さま向け	▲8.2% (2,500kWh/月)	○
	ベースプラン B	飲食店・商店・事務所・マンション共用部等において大和ガスの都市ガス契約がないお客さま向け	▲6.3% (2,500kWh/月)	○ 今回変更
	動力用プラン	飲食店や商店、事務所等にて、業務用エアコン、冷蔵庫等をお使いのお客さま向け	▲4.0% (1,000kWh/月)	○

(*4) ベースプラン A-G、家庭用ガス発電プラン、ベースプラン A は従量電灯 A に対し、ベースプラン B-G、ベースプラン B は従量電灯 B に対し、動力用プランは低圧電力に対しご使用量に関わらずお得になります。(燃料費調整額を除きます)

(*5) ベースプラン B 及びベースプラン B-G の契約容量は 10 kVA、動力セット割引を適用して試算しています。動力用プランの契約電力は 10kW、電力量料金は夏期として試算しています。

2. 「大和ガスの電気」お申込み方法

お客さまは、以下の窓口でお申込みいただくことができます。

・大和ガス株式会社 電話受付（8：00～17：00）

電話番号：0745-22-6227

以上

■ 大和ガスの電気に関するお問合せ

大和ガス株式会社 総合企画部 電話 0745-22-6220

「大和ガスの電気」の料金について

1. 各プランの電気料金一覧（税込）

実際の供給条件については、当社ホームページに記載の「電気供給取次約款」に基づきます。

(1) ベースプランA

区分		単位	新単価
最低料金（最初の 15kWh まで）		円/1 契約	279.82
電 力 量 料 金	15kWh をこえ 120kWh まで	円/kWh	19.95
	120kWh をこえ 350kWh まで	円/kWh	24.84
	350kWh をこえる分	円/kWh	27.61

【適用範囲】

・電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用します。

- ①最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- ②1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなす。）が 50 キロワット未満であること。

(2) ベースプランA-G

区分		単位	新単価
最低料金（最初の 15kWh まで）		円/1 契約	279.82
電力量料金	15kWh をこえ 120kWh まで	円/kWh	19.95
	120kWh をこえ 350kWh まで	円/kWh	24.45
	350kWh をこえる分	円/kWh	27.33

◆オプション割引

業務用ガス特約割引	1 % 割引
-----------	--------

※オプション割引額は（基本料金＋電力量料金単価×ひと月のご使用量）に所定の割引率を乗じ算定します。

1 円未満は切り上げとなります。

※電気料金の割引であり、ガス料金の割引ではありません。

【適用範囲】

・電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用します。

- ①最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- ②1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなす。）が 50 キロワット未満であること。
- ③同一の需要場所において次のいずれかに該当すること。
 - a：同一の需要場所において、同一の名義により、当社と都市ガスの使用契約（L P ガスの使用契約は含みません。）を締結しその供給が開始していること。
 - b：集合住宅における需要で、当該集合住宅において当社が指定する熱供給事業による熱が供給されていること。

【オプション割引について】

・**業務用ガス特約割引**：同一の需要場所において、同一の名義により、当社とガスの選択約款にもとづく使用契約（ただし、家庭用ガス温水床暖房小売契約、家庭用ガスコージェネレーションシステム小売契約、家庭用空調小売契約、すまいる割料金契約、共用住宅向けコージェネレーションシステム小売契約および L P ガスの選択約款は除く。）を締結しその供給が開始していること。

(3) 家庭用ガス発電プラン

区分		単位	新単価
最低料金（最初の 15kWh まで）		円/1 契約	279.82
電力量料金	15kWh をこえ 120kWh まで	円/kWh	19.95
	120kWh をこえ 350kWh まで	円/kWh	24.45
	350kWh をこえる分	円/kWh	27.33

【適用範囲】

・電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用します。

- ①最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- ②1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなす。）が 50 キロワット未満であること。
- ③同一の場所において大阪ガスが製造した家庭用コージェネレーションシステムを設置していること、または、大阪ガス以外が製造した家庭用コージェネレーションシステムを設置しており、かつ、同一の名義により、当社と都市ガスの使用契約を締結しその供給が開始していること、もしくは大阪ガスと当該家庭用コージェネレーションシステムの保守契約を締結していること。対象機器の撤去などで当該料金プランの適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかに当社に通知していただきます。

(4) ベースプラン B

区分		単位	新単価
基本料金		円/kVA	379.64
電力量料金	最初の 120kWh まで	円/kWh	17.57
	120kWh をこえ 350kWh まで	円/kWh	20.82
	350kWh をこえる分	円/kWh	23.60

◆ オプション割引

長期 2 年割引	2 % 割引
動力セット割引	3 % 割引

※電気を全く使用しなかった月は、基本料金に 45% の割合を乗じて算定した金額とします。

※オプション割引額は（基本料金 + 電力量料金単価 × ひと月のご使用量）に所定の割引率を乗じ算定します。

1 円未満は切り上げとなります。

※電気料金の割引であり、ガス料金の割引ではありません。

※ベースプラン B と動力用プランを同一需要場所、同一名義でご契約されているお客さまは、長期 2 年割引（2 %）または、動力セット割引（3 %）を選べます。なお、長期 2 年割引と動力セット割引は重複適用できません。

※長期 2 年割引、動力セット割引は中途解約に対し、解約金が発生します。（解約金：8,640 円）

【適用範囲】

・電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用します。

① 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

② 1 需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。なお当該料金プランの契約容量は、他社から切り替えの場合、原則として、従前のご契約の終了時点の契約容量の値とします。

【オプション割引について】

・**長期 2 年割引**：契約期間を割引が適用される日から 2 年目の日までとし、契約期間途中で、需給契約の廃止、解約、または割引の適用の除外が発生し、その契約期間が満了する予定があった日までの間に需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止もしくは解約があった場合に、解約金 8,640 円が必要です。

・**動力セット割引**：同一の需要場所において、同一の名義により、当社と動力契約を締結していること。契約期間を動力セット割引が適用される日から 2 年目の日までとし、契約期間途中で需給契約の廃止、解約、または割引の適用の除外が発生し、その契約期間が満了する予定があった日までの間に需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止もしくは解約があった場合に、解約金 8,640 円が必要です。また、契約期間途中で、動力用プランの廃止または解約があり、割引の適用条件を満たさなくなった場合、その直後の検針日以降は長期 2 年割引を適用します。

(5) ベースプラン B-G

区分		単位	新単価
基本料金		円/kVA	373.24
電力量料金	最初の 120kWh まで	円/kWh	16.88
	120kWh をこえ 350kWh まで	円/kWh	20.60
	350kWh をこえる分	円/kWh	22.82

◆オプション割引

業務用ガス特約割引	1%割引
長期2年割引	2%割引
動力セット割引	3%割引

※電気を全く使用しなかった月は、基本料金に45%の割合を乗じて算定した金額とします。

※オプション割引額は（基本料金＋電力量料金単価×ひと月のご使用量）に所定の割引率を乗じ算定します。

1円未満は切り上げとなります。

※電気料金の割引であり、ガス料金の割引ではありません。

※ベースプラン B-G と動力用プランを同一需要場所、同一名義でご契約されているお客さまは、長期2年割引

（2%）または動力セット割引（3%）を選べます。なお、長期2年割引と動力セット割引は重複適用できません。

※長期2年割引、動力セット割引は中途解約に対し、解約金が発生します。（解約金：8,640円）

【適用範囲】

・電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用します。

①契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

②1需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計が50キロボルトアンペア未満であること。

③同一の需要場所において次のいずれかに該当すること。

a: 同一の需要場所において、同一の名義により、当社と都市ガスの使用契約（LPGガスの使用契約は含みません。）を締結しその供給が開始していること

b: 同一の需要場所において、大阪ガスが製造した家庭用コージェネレーションシステムを設置していること、または、他社が製造した家庭用コージェネレーションシステムを設置しており、かつ、同一の名義により、当社と都市ガスの使用契約を締結しその供給が開始していること、もしくは大阪ガスと当該家庭用コージェネレーションシステムの保守契約を締結していること。

c: 集合住宅における需要で、当該集合住宅において当社が指定する熱供給事業による熱が供給されていること。

d: 集合住宅の共用部分における需要で、当該需要場所において当社との間で都市ガスの使用契約を締結しておらず当該集合住宅の入居者のいずれかが当社と都市ガスの使用契約を締結しその供給が開始していること。

【オプション割引について】

・**業務用ガス特約割引**：同一の需要場所において、同一の名義により、当社とガスの選択約款にもとづく使用契約（ただし、家庭用ガス温水床暖房小売契約、家庭用ガスコージェネレーションシステム小売契約、家庭用空調小売契約、すまいる割料金契約、共用住宅向けコージェネレーションシステム小売契約およびLPGガスの選択約款は除く。）を締結しその供給が開始していること。

・**長期2年割引**：契約期間を割引が適用される日から2年目の日までとし、契約期間途中で、需給契約の廃止、解約、または割引の適用の除外が発生し、その契約期間が満了する予定があった日までの間に需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止もしくは解約があった場合に、解約金8,640円が必要です。

・**動力セット割引**：同一の需要場所において、同一の名義により、当社と動力契約を締結していること。契約期間を動力セット割引が適用される日から2年目の日までとし、契約期間途中で需給契約の廃止、解約、または割引の適用の除外が発生し、その契約期間が満了する予定があった日までの間に需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止もしくは解約があった場合に、解約金8,640円が必要です。また、契約期間途中で、動力用プランの廃止または解約があり、割引の適用条件を満たさなくなった場合、その直後の検針日以降は長期2年割引を適用します。

(6) 動力用プラン

区分		単位	新単価
基本料金		契約電力 円/kW	1,005.48
電力量料金	夏季	円/kWh	14.34
	その他季	円/kWh	12.89

※夏季：7月～9月のご使用分に適用

※その他季：1月～6月および10月～12月のご使用分に適用

※動力用プランは、同一の需要場所において、同一の名義により当社の従量電灯とあわせて契約する必要があります。

【適用範囲】

・動力（3相200V）を使用する需要家で、以下のいずれにも該当するものに適用します。

- ① 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ② 1需要場所においてあわせて契約する従量電灯の最大需要容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなす。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなす。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。
- ③ 同一の需要場所において、同一の名義により、当社の従量電灯とあわせて契約すること。なお、契約期間途中で、当社の従量電灯について需給契約の廃止または解約があった場合、当該需給契約はあわせて消滅します。

2. 燃料費調整について

料金改定と合わせて、燃料費調整の前提諸元についても、見直しを実施しております。

<基準燃料価格>

改定前	改定後
25,500 円/kl	27,100 円/kl

<基準単価>

改定前	改定後
0.195 円/kWh	0.162 円/kWh

※基準燃料価格とは、料金設定の前提である原油・LNG・石炭の燃料価格の加重平均値で、燃料費調整における価格変動の基準値です。

※基準単価とは、燃料費調整単価の算定に用いる基準値で、平均燃料価格が基準燃料価格に比べて1,000 円/kl 変動した場合の値です。

※燃料費調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

※基準単価には、消費税等相当額を含みます。

以上